

実績目標(小) 1-2 : 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

上記目標の概要	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)においては、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。また、「社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは国・地方の『行政』が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、『あらゆる手続が役所に行かずにできる』、『必要な給付が迅速に行われる』といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である」との方針も示されています。 国税庁では、こうした政府全体の方針等を踏まえ、令和3年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」(以下「将来像2.0」といいます。)を公表しました。将来像2.0では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」というこれまで掲げてきた二本の柱を維持しつつ、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))に取り組んでいく方針を明確にしました。また、同年12月には、将来像2.0で掲げた構想の実現に向け、「税務行政DX～構想の実現に向けた工程表～」を公表しました。 令和4年7月には、新たに税務行政のDXに係る司令塔として、国税庁に「デジタル化・業務改革室」及び「データ活用推進室」を設置したほか、令和5年6月には、デジタル化の流れを更に加速する観点から、将来像2.0を改定し、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」を公表したところであり、国税庁全体のDX施策を更に推進してまいります。また併せて、社会全体のDX推進にも貢献すべく、関係省庁や関係民間団体、経済団体等とも連携して事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。 (上記目標を達成するための業績目標) 業績目標1-2-1: オンラインによる税務手続の推進 業績目標1-2-2: デジタルの活用による業務の効率化・高度化
実績目標(小) 1-2 についての評価結果	
実績目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	実績目標(小) 1-2 は、業績目標1-2-1及び1-2-2の評価を総合して評価を行いました。業績目標1-2-1及び1-2-2の評価が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。
実績の分析	(必要性・有効性・効率性等) 税務行政のDXを進めていくにあたり、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」を取組の柱としており、オンラインによる税務手続を推進すること、デジタルの活用による業務の効率化・高度化を図ることは、重要な取組です。 そのため、業績目標1-2-1及び1-2-2には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配慮して各種施策に取り組みました。 また、令和5事務年度から新たに「事業者のデジタル化促進」に取組み、まずは関係省庁や関係民間団体、経済団体等と連携できる関係の構築を進めました。

財務省政策評価懇談会における意見	○ デジタル化の取組を整理されているのは素晴らしいが、これから何をやらなくてはいけないのか、現在何ができていないのかといったことについても可能な範囲で是非お知らせいただきたい。 ○ 日本の税務行政のデジタル化がどれくらい進んでいるのか、海外のベストプラクティスと比べてどうなのか、ということが非常に気になる。厳密な比較は困難なもの、他国において既に行われているにも関わらず、日本では行われていないことがあるのならば、将来チャレンジする対象となるのか。 ○ 国税庁自身のデジタル化だけではなく、事業者や関係機関も含めてデジタル化を進めていくことをうたっている、そういった観点で是非進めていただきたい。 ○ 実績目標（小）1-2（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）や業績目標1-4-2（期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組）などで記載のあるAIの活用といった点を今後更に進めていただきたいと考えており、大変期待している。 ○ 政策評価の流れの中で、大きなテーマとしてデジタル化やオンラインによる税務手続きが大きなトレンドやモメンタムになっている。		
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定） ○ 「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）		
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	前年度実績評価結果は、業績目標1-2-1及び1-2-2において定めた各種施策へ反映させました。具体的には、業績目標1-2-1及び1-2-2に記載しています。		
担当部局等	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施時期	令和6年10月